

第12章 小磯国昭内閣と決戦

和田 朋幸

1. 小磯内閣の成立と最高戦争指導会議

1944（昭和19）年7月22日、東條英機内閣総辞職の後を受けて、小磯国昭陸軍大将を首班とする内閣が発足した。組閣にあたっては、「此内閣により国の運命が決まると云う時なり。軍人の一人に全責任を負へと云うは無理なり¹」との原嘉道枢密院議長などの意見もあり、米内光政海軍大将が現役に復帰して入閣した。

木戸幸一内大臣によれば、小磯陸軍大将を推薦した重臣会議では、「暗黙の間に戦争終結促進の意向は反映²」していたという。特に、国土防衛体制の強化、陸軍の内地に於ける配備増強などの状況から、次期内閣総理大臣は陸軍から後継を選ぶこととし³、さらに米内海軍大将を起用して連立内閣としたことは、米内の働きにより「戦争の終結を促進せしむることが出来るかも知れない⁴」との期待を抱いていたものであった。

そして、小磯・米内両大将には、「卿等協力して内閣を組織すべし。特に大東亜戦争の目的完遂に努むべし。尚ソヴェエトロシアを刺激せざるやう着意するを要す⁵」との勅語が下されたのである。組閣にあたって、重光葵外務大臣と石渡莊太郎大蔵大臣の両大臣が留任し、藤原銀次郎国務大臣は軍需大臣に就任した。陸軍大臣には杉山元元帥、海軍大臣には米内光政大将、参謀総長には梅津美治郎大将（留任）、軍令部総長には嶋田繁太郎大将（留任。8月2日より及川古志郎大将）がそれぞれ就任した。

ただ、米内大将の現役復帰、海軍大臣就任については、陸軍省軍事課が、予備役将官が現役に復帰すれば、軍が再び政治に左右され、軍内に悪影響を及ぼすといった意見をとりまとめ、これを岡敬純海軍次官に伝え、米内の入閣を阻止しようとする動きがあった⁶。また、東條内閣末期に海軍大臣に就任したばかりの野村直邦大将に辞任を求め、後任海軍大臣に米内を推したことに対し、海軍部内にも陸軍と同様に疑問を抱く者が存在したが、これは天皇の「思召」ということで収まった⁷。そし

¹ 『木戸幸一日記 下巻』（東京大学出版、1966年）（昭和19年7月18日の項）1123頁。

² 木戸幸一陳述録「終戦に関する史実」（1949年5月17日）佐藤元英・黒沢文貴編『GHQ歴史課陳述録：終戦史資料（上）』（原書房、2002年）6頁。

³ 『木戸幸一日記 下巻』（昭和19年7月18日の項）1124頁。

⁴ 木戸幸一陳述録「終戦に関する史実」（1949年5月17日）佐藤・黒沢編『GHQ歴史課陳述録：終戦史資料（上）』6頁。

⁵ 小磯国昭『葛山鴻爪』（小磯国昭自叙伝刊行会、1963年）783頁。

⁶ 栗原健・波多野澄夫編『終戦工作の記録（上）』（講談社、1986年）276頁。

⁷ 小磯国昭陳述録「小磯内閣と政治情勢」（1949年12月16日）佐藤・黒沢編『GHQ歴史課陳述録：終戦史資料（上）』118-119頁。

て米内に対しては、1944 年 7 月 22 日、海軍大臣在官中、特に現役に復帰させることが決まった⁸。

小磯内閣の閣僚はいずれも高齢で、町田忠治国務大臣は 82 歳、最年少の大達茂雄内務大臣が 53 歳で、平均年齢は 63 歳であった⁹。新内閣の成立により、東條陸軍大将は、内閣総理大臣を免ぜられるとともに、予備役に編入された。

小磯は組閣にあたって、三つの条件を陸海軍統帥部に提示した。それは、(1) 総理大臣が大本営の構成員となることができるよう大本営令を改正する。これが不可能ならば、(2) 勅令に匹敵する軍令をもって、今回の戦争に限り総理大臣を大本営の編成員にするという特別命令を出す。(1)(2) とも不可能ならば、(3) 「総理大臣が戦争指導と云う面に強力に干与し得る」組織を作るというものであった¹⁰。

小磯によれば、帝国憲法第 11 条の統帥権独立の規定は、大規模な戦争が予想されていなかった時代、すなわち国務と統帥の調整ということがあまり考慮されていなかった時代に成立した規定であって、「戦場統帥」と「戦争統帥」の区別がなかった。しかし、大規模な戦争が予想される時代にあつては、国務と統帥は密接不可分の関係にあつて、「戦場統帥」よりも「戦争統帥」という考え方が一層重要になった¹¹。こうした観点から小磯は、国務の責任者である首相が、戦争指導に参画する方策として、前記三カ条の要求を統帥部に伝えたのである。

これに対して陸海軍両総長は、(3) の要求には応ずるが、(1)(2) の要求は拒否するという態度を示し、制度的には首相が大本営の構成員になるという道は閉ざされる¹²。そこで小磯は、国務と統帥の調整機能を一段と強化させるため、1944 年 8 月 4 日、従来の大本営政府連絡会議に代わって、「戦争指導の根本方針の策定及政戦両略の吻合調整」に任ずる最高戦争指導会議を設置した。これは、内閣総理大臣、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、参謀総長、軍令部総長の六巨頭のみを構成員とし、必要に応じその他の国務大臣、参謀次長及び軍令部次長を列席させることができるというもので、内閣書記官長及び陸海軍省両軍務局長の 3 名を幹事とした。会議は宮中で開催され、重要案件の審議及び決定に際しては、天皇の御親臨を奏請することになっていた¹³。

こうして 1937 年 11 月 24 日以来、中断を挟んで続いていた大本営政府連絡会議は、最高戦争指導会議へと発展的解消を遂げることになった。当時の朝日新聞は、

⁸ 宮内庁『昭和天皇実録 第九』(東京書籍、2016 年)(昭和 19 年 7 月 22 日の項) 398 頁。

⁹ 『朝日新聞縮刷版』(昭和 19 年 7 月・12 月)(日本図書センター、1987 年) 昭和 19 年 7 月 23 日の記事。ちなみに、小磯内閣総理大臣と杉山陸軍大臣、米内海軍大臣は 65 歳、重光外務大臣は 58 歳であった。

¹⁰ 小磯昭陳『小磯内閣と政治情勢』(1949 年 12 月 16 日) 佐藤・黒沢編『GHQ 歴史課陳述録：終戦史資料(上)』112 - 114 頁。

¹¹ 同上。

¹² 同上。

¹³ 「最高戦争指導会議ニ関スル件」参謀本部編『敗戦の記録』(原書房、1989 年) 33-34 頁。

この会議は「小磯・米内協力内閣の執らんとする諸決戦施策のよって生まれる源泉ともいふべきものであり、かかる意味において現内閣における最高戦争指導会議の占めるべき地位は、絶対的に至大なものがある¹⁴⁾」と論評していたが、小磯が当初目指した「総理大臣が戦争指導と云う面に強力に干与し得る」組織にはほど遠く、実質的には従来の連絡会議と変わるところはほとんどなかった。特に戦争指導計画の立案などは、参謀次長直轄の第 20 班、いわゆる戦争指導班が陸海軍省部及び外務省などの担当部局と調整しつつ原案を作成し、これを参謀総長、軍令部総長、陸海軍大臣の合意を得た後、最高戦争指導会議に上程するという参謀本部主導の政策決定過程が基本的には変わらなかった¹⁵⁾。

ただ、1944 年 8 月 5 日の連絡会議で、「最高戦争指導会議設置ニ関スル件」について審議した際、梅津参謀総長が「今後機微なる戦争指導を実施する為には幹事なして実施する場合あるを予期するか如何¹⁶⁾」と提案し、全員の了解を得られた点は、のちの鈴木貫太郎内閣（1945 年 4 月 7 日～）における終戦決定のプロセスにおいて重要な意味を持つことになった¹⁷⁾。

しかし小磯内閣においては、まだ終戦決定へのプロセスを歩むための環境が整っていなかった。とりわけ軍部は、小磯内閣成立後の 7 月 28 日、陸海両大臣より「政府はいよいよ必勝の信念を堅持し、あくまで戦争完遂に邁進すること¹⁸⁾」を要望したのである。小磯自身は、勝った時期に休戦和平に入りたいという考えは持っていたようであるが、これは「軽々に意志表示すべきでないと覚悟していた¹⁹⁾」という。つまり、この内閣は戦争継続内閣であるから、取り敢えずは戦争継続を方針としたのである。

それゆえに、各方面の人材を閣僚に登用し「挙国一致」の体制をとりたい小磯であったが、副総理格の米内は、組閣で自分の任務は終わったとして、積極的協力の姿勢を見せず²⁰⁾、大達内相に至っては、「戦ひは絶望なり。而も小磯にも何の確信なし、かかる内閣は一日も速く倒れ、和平内閣を作るべし²¹⁾」と近衛公に説いていた。さらに小磯を推薦した重臣たちも、内閣を積極的に協力しようとする意志が乏しく²²⁾、近衛公にいたっては、陸海軍の陣容が東條内閣のそれと変わらないのを見て、

¹⁴⁾ 『朝日新聞縮刷版（昭和 19 年 7-9 月号）』昭和 19 年 9 月 30 日の記事。

¹⁵⁾ 太平洋戦争中に 4 回決定されている「今後採ルヘキ戦争指導ノ（基本）大綱」の策定過程は、立川京一「戦争指導方針決定の構造－太平洋戦争時の日本を事例として－」（戦史研究年報第 13 号、2010 年 3 月）に詳しい。

¹⁶⁾ 軍事史学会編『機密戦争日誌（下）』（錦正社、1998 年）（昭和 19 年 8 月 5 日の項）569 頁。

¹⁷⁾ 波多野澄雄『「大東亜戦争」の時代』（朝日出版社、1988 年）245 頁。

¹⁸⁾ 『朝日新聞縮刷版（昭和 19 年 7-9 月号）』昭和 19 年 7 月 29 日の記事。

¹⁹⁾ 小磯『葛山鴻爪』785 頁。

²⁰⁾ 小磯『葛山鴻爪』793 頁。

²¹⁾ 細川護貞『情報天皇に達せず：細川日記（下）』（同光社磯部書房、1953 年）（昭和 19 年 7 月 26 日の項）287 頁。

²²⁾ 小磯『葛山鴻爪』795 頁。

「小磯を出したる意味は全然失われたり」、この内閣も「恐らく長かるまじ」と評していたのである²³。月 2 回の定例会合においても、重臣からの積極的な意見もなく、小磯も今後の政策などについて多くを語らなかったという²⁴。

このように小磯は、「挙国一致」を標榜しながらも、政治、軍事の諸勢力を統合するための強力なリーダーシップに欠け、戦局が一層悪化するに従って、内閣に対する国民の不満を高めることになった。

2. 新戦指導大綱と第 3 回戦争指導大綱

小磯内閣成立後、政府及び統帥部が最初に着手しなければならなかったのが、戦争指導計画の再構築であった。というのも、中部太平洋方面の要衝サイパン島の失陥は、1943 年 9 月の「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」（以下、第 2 回戦争指導大綱という）の骨格を形成していた「絶対国防圏」構想の破綻を意味したからである。

もちろん、サイパン島を失うまで陸海軍が何もしなかったというわけではなく、南西諸島、台湾方面では 1944 年 3 月以来「十号作戦準備」をもって、また比島方面では 5 月以降「十一号作戦準備」をもって、「絶対国防圏」後方要域の作戦準備を進めていた。ところがサイパン島の失陥によって、太平洋正面の防備を緊急に強化する必要に迫られた陸海軍は、7 月上旬、本土（南西諸島、小笠原諸島を含む）、台湾、フィリピンを防衛の第一線として強化するための「緊急戦備案」をまとめた²⁵。これは、じ後の作戦指導構想がどのようになろうとも、実行し得る作戦準備は、作戦計画の完成を待つことなく、緊急戦備として逐次その実行に着手しようとするものであった。そして、この「緊急戦備案」と表裏をなしつつ、今後の作戦指導について大本営陸軍部及び海軍部において、それぞれ検討を重ね、さらに 7 月 18 日から 20 日までの参謀本部における共同研究を経て、7 月 24 日に決定されたのが「陸海軍爾後ノ作戦指導大綱」であり、即日作戦準備の実施が発令された。

この「作戦指導大綱」は、大本営陸海軍部が開戦後初めて共同で作成したもので、その骨子は、本土（北海道、本州、四国、九州付近及び状況により小笠原諸島を指す）、連絡圏域（南西諸島、台湾及び東南支那付近）及び比島方面（地上決戦方面は概ね北部比島付近）を決戦方面とし、これらの地域において「本年後期（1944 年後期）米軍主力の進攻に対し決戦を指導し其の企図を破砕す²⁶」というものであった。

²³ 細川『情報天皇に達せず：細川日記（下）』（昭和 19 年 7 月 26 日の項）286 頁。事実、陸軍の主要なポストには東條大将直系と思しき人たちが残っていた。例えば、陸軍次官には富永恭次中将、軍務局長には佐藤賢了少将、軍務局軍務課長に赤松貞雄大佐、東京憲兵隊長には四方諒二大佐らである。佐藤軍務局長にいたっては、「今度の内閣は二カ月を出でずして倒壊すると思っている」などと発言していた（中村正吾『永田町一番地』ニュース社、1946 年、20-21 頁）。

²⁴ 小磯『葛山鴻爪』795 頁。

²⁵ 『戦史叢書 大本営陸軍部<9>』（朝雲新聞社、1975 年）21-24 頁。

²⁶ 「聯合艦隊ノ準拠スヘキ当面ノ作戦指導方針」（大海指第四百三十一号別紙）末國正雄・秦郁

この作戦を「捷号作戦」と呼称し、比島方面の決戦を捷一号作戦、台湾・南西諸島方面の決戦を捷二号作戦とし、それぞれ 1944 年 8 月末までに、北海道を除く本土決戦を捷三号作戦、北海道を含む北東方面決戦を捷四号作戦とし、10 月末までに、それぞれの決戦準備を概成し、その後なるべく速やかに完成するごとく作戦準備の実施を発令した²⁷。また捷号航空作戦は、8 月末を目途に決戦態勢の整備を目指し、連合軍の攻撃に際しては、陸海軍航空戦力を決戦方面に徹底的に集中し、これを統合發揮して、連合軍主力を捕捉撃滅する計画であった²⁸。

このように、捷号作戦の中核を占めた「本年後期（1944 年後期）の対米決戦」という構想は、のちの第 3 回戦争指導大綱の骨格を形成することになるが、こうした作戦中心の戦争指導大綱の策定過程は、ある意味では状況の急変に即応するもので、やむを得ない処置と判断されるかもしれない。しかし、むしろ「日本の国家機構の構造と運用が、すくなくとも昭和時代には、スピードの速い近代的な総力戦に適應できなかった²⁹」とする指摘は至当であり、太平洋戦争が勃発した当初から觀察された日本の政策決定過程の特徴でもあった。

ともあれ戦争指導大綱とその前提となる世界情勢判断の研究は、戦争指導班を中心に 7 月頃から開始された。そして 1944 年 7 月 27 日、最高戦争指導会議における討議上の参考として準備された「昭和 19 年末頃ヲ目途トスル帝国戦争指導ニ関スル説明³⁰」（戦争指導班作成）において、「今や『マリアナ』群島の一部失陥により中部太平洋方面絶対国防圏の一角に破綻」が生じ、しかも「対米戦力の骨幹たる帝国海軍の実質的戦力を衰耗」させたことから、「帝国戦争遂行の為の基礎条件は一変」し、43 年 9 月 30 日御前会議決定の第 2 回戦争指導大綱を更改し、新たな戦争指導方針を確立しなければならない事態に立ち至ったとし、今回の戦争指導大綱策定の意義を述べている。

そして「世界情勢判断に就て」の項では、今や主敵アメリカは「政戦両略に亘る真面目なる決戦攻勢を続行強行」しようとし、他方我が国は「独と策応し物心両面に亘る国力戦力の全縦深を展開して其の進攻企図の破碎」に努めようとしていることから、「今夏秋の候戦政局の推移は益々重大化」し、我が国の対応が誤ることにな

彦監修『大海令・大海指（聯合艦隊海空戦戦闘詳報；1）』（アテネ書房、1996 年）

²⁷ 「大陸命第千八十一号」、「大陸指第二千八十九号」森松俊夫『「大本営陸軍部」大陸命・大陸指総集成第 9 巻 昭和 19 年』（エムティ出版、1994 年）、「大海指第四百三十五号」末國・秦監修『大海令・大海指（聯合艦隊海空戦戦闘詳報；1）』

²⁸ 「捷号航空作戦ニ関スル陸海軍中央協定」（昭和 19 年 7 月 24 日）「航空関係書類綴 巻 2 昭和 19 年」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

²⁹ 野村實「太平洋戦争の日本の戦争指導」近代日本研究会編『太平洋戦争：開戦から講和まで（年報・近代日本研究 4）』（山川出版社、1982 年）42 頁。

³⁰ 「昭和十九年末頃ヲ目途トスル帝国戦争指導ニ関スル説明」（最高戦争指導会議席上討議ノ参考、昭和十九年七月二十七日）参謀本部第二十班（第十五課）「昭和十九年大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

れば「遺憾ながら最悪事態に逢着するの算からざるの情勢にあり」とするなど、現状に対する認識は遥かに深刻度を増していた。したがって、今後の戦争指導方針の決定にあたっては、「努力目標と実現目標とを冷静に予察把握」し、「真に可能性ある見透し」を持つことが必要であると強調するのである。

そこで問題となってくるのが日本の国力である。これについては「帝国国力戦力の推移に就て」の項において、日本の国力は備蓄を消尽したことや、物的国力の基礎となる船舶の損耗が今後増大することから、1944 年中は戦争遂行上、最低所要量を充足することはできるが、近代戦遂行のための組織的国力・戦力は、その計画性を失うと予測する。したがって、「帝国国力戦力は、如何に努力するも『ジリ貧』の一途を辿り、本年末頃迄の決戦には辛うして追従し得へきも明年以降実力ある攻勢を反復するの実力なかるへし」としたのである。ここに 1944 年後期、すなわち本年後期における決戦という選択肢が浮上してくるのである。

国力の限界を認識しながら、その中でどのような方策がとれるのか。「今後の戦争指導方策に就て」で議論されるのであるが、その溯上にあがったのが、以下の決戦と長期戦に配分する国力の組み合わせであった。

- 第一案：本年後期に国力戦力の全縦深を展開して対米決戦を指導し、明年以降の為の施策は全然考慮せざる案（短期決戦案）
- 第二案：本年後期に国力戦力の全縦深を展開して対米決戦を指導したる後、明年以降長期戦的努力を重視す（準短期決戦案）
- 第三案：本年後期に国力戦力の徹底的重点（七、八割）を構成して主敵米の進攻に対し決戦的努力を傾倒し一部（二、三割）を以て長期戦的努力を強化す（決戦重点二本立案）
- 第四案：本年後期従来程度の決戦的努力を行うと共に併せて長期戦的努力を行う（併行二本立案）
- 第五案：戦局の前途短期決戦の見込なきを以て決戦的努力を従とし長期戦的努力を主とす（長期戦重点二本立案）

各案に検討を加えて利害を明らかにした結果、第一、第二案は、作戦思想的には存在し得るが戦争指導的には成り立たない。第四案は、現在程度の作戦的努力ではこの困難な戦局は乗り切れない。第五案は、絶対国防圏に破綻を来した現状では問題にならないと判断し、結局消去方式で残ったのが第三案で、国力の 7 割から 8 割を当面の作戦に集中して決戦を指導し、最悪の場合においても残りの 2 割から 3 割の国力で長期戦的努力を指向するというものであった。果たしてこの案で、作戦の必勝を期し得るかどうかという懸念もあったが、結局本案は、「最早能否を超越し国

運を賭して断行せらるべきもの」と位置付けられたのである。

以上の検討結果を基礎として、1944年8月19日の御前会議で決定された第3回戦争指導大綱の方針には、次のように決戦と持久戦の両方が併記された。

- 一、 帝国は現有戦力及本年末頃迄に戦力化し得る国力を徹底的に結集して敵を撃破し 以て其の継戦企図を破砕す
- 二、 帝国は前項企図の成否及国際情勢の如何に拘らず 一億鉄石の団結の下 必勝を確信し 皇土を護持して飽く迄戦争の完遂を期す³¹

これは、第一項の決戦には国力の7割から8割を指向し、第二項の長期戦的努力には国力の2割から3割を指向するという意味であった。

いずれにしても、第1回戦争指導大綱(1942年3月)や第2回戦争指導大綱(1943年9月)が、ドイツ不敗を前提とした西方攻勢戦略(西アジア・インド方面での日本軍と独伊軍との提携)を基軸としていたのに対し、第3回戦争指導大綱(1944年8月)は、陸海軍戦略を太平洋正面における対米決戦へと明確に転換したものとなった³²。それ故、前2回の戦争指導大綱が、陸海軍の本質的に異なる戦略思想を内包した「両論併記」あるいは「同床異夢」的なものであったのに対し、今回の戦争指導大綱は、対米決戦という思想では陸海軍戦略は一致していたのである。

3. 幻想の対ソ政策と混迷の対支政策

次に、第3回戦争指導大綱の決戦戦略を補完する意味での対外政策を見てみると、依然として対ソ戦回避を前提とした独ソ和平斡旋と重慶工作が重視されていた。そして独ソ和平斡旋と重慶工作は、「其の能否の問題を超越し決戦遂行の為の絶対的要請なり³³」と意義づけられていた。小磯自身も最高戦争指導会議において、対ソ工作と重慶工作が重要なことをしばしば述べていて、「もしこれを実現しなければ、悔いを千載に残すであろう」と語っていた。戦争を有利に遂行するためには、重慶政府を英米の陣営より引き離し、独ソの和平を実現して、ソ連を味方に引き付けることが必要であると考えていたのである³⁴。

これらのうち小磯内閣が最初に検討したのが、ソ連を仲介とする和平工作であった。ソ連が中立を維持している以上、この国を仲介にしようとするのはある意味で

³¹ 「今度採ルヘキ戦争指導ノ大綱」(昭和十九年八月十九日、最高戦争指導会議決定)『敗戦の記録』55-57頁。

³² 波多野『「大東亜戦争」の時代』246頁。

³³ 前掲「昭和十九年末頃ヲ目途トスル帝国戦争指導ニ関スル説明」(最高戦争指導会議席上討議ノ参考、昭和十九年七月二十七日)

³⁴ 重光葵『昭和の動乱(下巻)』(中央公論社、1952年)242頁。

は自然の成り行きであったし、また独ソ戦の行詰まりから独ソともに和平を希望するのではないかと淡い期待感もあった³⁵。しかし事実は逆で、日本による独ソ和平の斡旋が成功する見込みは殆どなかったのである。というのも、すでに 1943 年 9 月と 44 年 4 月に、ソ連に対して独ソ和平の意向を打診するための特使派遣が検討されていたが、いずれもソ連側から「対独和平の意向は全然ない」ことが伝えられていた。またドイツに対しても、最早武力を以てしてソ連を屈服させることは困難であるから、政治的に対ソ関係を打開することを申し入れたが、『ヒ』総統初め独逸首脳部は何れも対『ソ』和平の意義全然なき旨」が明らかにされていたからである³⁶。

このように、独ソ和平斡旋の実現については、相当困難であることは当時の戦争指導者の間でも認識されていたのである。それにも拘わらず、独ソ和平斡旋に望みが託されたのは、米英ソ三国の利害が根本的に相容れないことから、ソ連の欧州進出やドイツ国内の情勢変化等の推移によって三国間の利害対立が深刻化し、「独『ソ』間の和平も実現の可能性無しとは断し難い」と判断されたからである³⁷。

独ソ和平が実現して、ドイツの戦争努力が対米英戦に集中されることは、日本側の最も希望するところであったから、「其の成否に拘らず今後も繰返し独『ソ』和平の実現に多大の努力を試みん」とされたのである。また日ソ中立関係を維持して、ソ連が「東亜を顧みず欧州に進出する態勢を維持する」ことは日本側にとって有利であり、ただその方向を「独にあらずして英米の犠牲に於て実行せられんこと」が望ましいとすら考えられていたのである³⁸。

ところがドイツの敗北が予想される 1944 年後半になると、独ソ和平斡旋は対外政策上二義的な課題となり、むしろ日ソ中立関係の維持こそが戦争指導上最大の課題となっていくのである。そして同年 9 月 12 日にまとめられた「対ソ外交施策ニ関スル件（案）」では、（１）「日ソ中立関係の維持及び国交の好転」を対ソ施策の第一に掲げ、次いで（２）「なし得る限り独ソ間の和平実現」を期すこと、（３）ドイツが戦線を離脱した場合は、「ソ連の利用に依る情勢の好転に努むるためソ連に対し速やかに活発なる外交を行う」ことが列挙されていた。またこれら施策を実現するための日本側の「対ソ譲歩の限度腹案」として、北満鉄道、南樺太、北千島の譲渡のみならず、防共協定や三国条約の破棄、満州及び内蒙古におけるソ連の勢力範囲の承認などが用意されていた³⁹。

³⁵ 緒方竹虎伝記刊行会編『緒方竹虎』（朝日新聞社、1963 年）127 頁。

³⁶ 「御前会議ニ於ケル外務大臣説明」（昭和十九年八月十九日）

³⁷ 同上。

³⁸ 同上。

³⁹ 「対ソ外交施策ニ関スル件（案）」（昭和十九年九月十二日）外務省編『終戦史録』（官公庁資料編纂会、1986 年）162-164 頁。

そしてこのような施策を実現するため、対ソ特使の派遣要員が 1944 年 8 月下旬から検討され、9 月 16 日と 17 日には、佐藤尚武駐ソ大使からヴァチスラフ・モロトフ外相への特使派遣の申し入れが行われた。ところが、これに対するソ連側の回答は、「両国間には新しき問題なく又実際に新問題を提起する要なしと認む」ことから、特使派遣については「国の内外に於て種々解釈せらるへく又独ソ和平に付ての意味にも執らるへく 之は今日其の時期にあらず」として日本側の特使派遣の申し入れは拒否された⁴⁰。9 月 21 日の陸相官邸における守島伍郎駐ソ公使の報告も、独ソ和平問題は「『ソ』の感情及実利の点より見るも又佐藤『モ』会見時に於ける『モ』の態度より判断⁴¹」しても、その実現の可能性はほとんどなかったのである。

したがって、9 月 28 日に最高戦争指導会議で決定された「対『ソ』施策ニ関スル件」の方針では、「独ソ間の和平実現」という項目が削除され、(1) 日ソ中立関係の維持と国交の好転、(2) ドイツの崩壊または単独和平の場合のソ連を利用した情勢の好転、という施策がそのまま残った⁴²。そして「従来研究せる対『ソ』交渉の件は全部中止し今後は日『ソ』間の共通問題に関し、理念的のものを研究⁴³」した結果、(1) 「『ソ』をして対日提携を中心とする東亜の安定を理解せしめ帝国の世界政策に同調せしむること、このため (2) 「帝国の公正なる戦争目的を解明し帝国の対『ソ』提携の意図を徹底せしめ東亜国家として『ソ』の東亜建設及安定に対する理解を促進し我世界政策の基本理念に同調せしむ」ことが提唱されたのである⁴⁴。

つまり、世界政策の上からも、東アジアにおける対日提携がソ連にとって有利であることを認識させ、「東亜国家」の一員としての自覚を促すために、日本の「公正なる戦争目的」を徹底させる必要があるというのである⁴⁵。ここには、ソ連は「東亜国家」であり、米英とは異質なものであって、日本のアジア外交の理念に同調させることが可能であるという、思想的枠組み、ないしは希望的観測があったのである⁴⁶。

しかし、当時の戦争指導班の業務日誌にも記されているように、日本の思惑は「内容貧弱成功の目途なし⁴⁷」と評価されるものであった。事実、1944 年 11 月 7 日には、スターリンはソ連革命記念祭前夜の祝宴において日本を侵略常習者と見做す旨

⁴⁰ 「佐藤『モロトフ』会談ノ件」(第一九〇六号三ノ四、五)『敗戦の記録』188-189 頁。

⁴¹ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌(下)』(昭和 19 年 9 月 21 日の項) 586 頁。

⁴² 「対『ソ』施策ニ関スル件(案)」(昭和十九年九月二十八日)『敗戦の記録』186-187 頁。

⁴³ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌(下)』(昭和 19 年 9 月 15 日の項) 584 頁。

⁴⁴ 前掲「対『ソ』施策ニ関スル件(案)」(昭和十九年九月二十八日)。

⁴⁵ 栗原・波多野編『終戦工作の記録(上)』327 頁。

⁴⁶ 入江昭『日米戦争』(中央公論社、1978 年) 242 頁。

⁴⁷ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌(下)』(昭和 19 年 9 月 28 日の項) 589 頁。

の演説をし、翌 45 年 2 月 10 日には、米、英、ソ首脳によるヤルタ会談において、ソ連の対日参戦を正式に約束したのである。

結局、日本の対ソ政策は、国際関係におけるソ連の立場を主観的に判断して立案したものと言え、それゆえにおよそ 1 か月にわたって検討された独ソ和平斡旋策も、何ら成果を上げることなく終わったのである。

独ソ和平と並んで戦争指導上重視されたのが、蒋介石率いる重慶政府に対する和平工作であった。

小磯内閣成立前までの重慶政府に対する方針は、(1) 重慶政府に対しては一切の和平工作を行わない⁴⁸、(2) 汪兆銘率いる南京政府を通じて対重慶政治工作を行う⁴⁹、ことであった。しかし、総軍(支那派遣軍)や参謀本部も南京政府を通じたアプローチに懐疑的であり、あいかわらず直接接触のための非公式ルートを模索し、これに民間レベルの路線工作が絡まって対重慶工作は混迷の度を深めていた⁵⁰。

このようななか、小磯は 1944 年 8 月 19 日の第 3 回戦争指導大綱で、「重慶に対しては速かに統制ある政治工作を発動し支那問題の解決を図る⁵¹」ことを決定し、さらに 8 月 30 日の最高戦争指導会議決定の「対重慶政治工作実施要綱」では、「対重慶政治工作に付ては、最高戦争指導会議の決定に基き、総理大臣に於て外務大臣と連絡し、国民政府を通し其の自発的形式に於て実施す⁵²」として、対重慶工作の交渉系統を明確にした。

次いで 1945 年 9 月 5 日の最高戦争指導会議で決定された「対重慶政治工作実施ニ関スル件」では、重慶政府による対日抗戦を終止させるため、和平条件の腹案を用意して、重慶政府との直接会談の機会を得ようとした。検討された腹案とは、(1) 全面和平後における中国と米英との関係は、支那の好意的中立をもって満足する、(2) 汪蔣関係については、蒋介石の南京帰還、統一政府樹立を認める、(3) 日華条約については、日華同盟条約を破棄し、新たに全面和平後において日支間の友好条約を締結する、(4) 撤兵問題については、在支米英軍が撤兵すれば日本も完全に撤兵するなどであった⁵³。この和平条件は、満州国を除く一切の懸案事項を解決す

⁴⁸ 「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」(昭和十七年十二月二十一、第九回御前会議) 参謀本部編『杉山メモ(下)』(原書房、1989 年) 321-322 頁。

⁴⁹ 「大東亜政略指導大綱」(昭和十八年五月三十一日、第十回御前会議)『杉山メモ(下)』410-411 頁。

⁵⁰ 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』(東京大学出版社、1996 年) 263 頁。

⁵¹ 「今度採ルヘキ戦争指導ノ大綱」(昭和十九年八月十九日、最高戦争指導会議決定)『敗戦の記録』56 頁。

⁵² 「対重慶政治工作実施要綱」(昭和 19 年 8 月 30 日、最高戦争指導会議決定)『敗戦の記録』163 頁。

⁵³ 「対重慶政治工作実施ニ関スル件」(昭和 19 年 9 月 5 日、最高戦争指導会議決定第 3 号)『敗戦の記録』163-164 頁。

るために日本側が譲歩し得る最大限の腹案であり⁵⁴、開戦前後に提示されていたならば日中和平の可能性が開かれたかもしれないものであった⁵⁵。

この腹案をうけ、陸軍次官柴山兼四郎中将（以前は、南京政府最高軍事顧問）は1945年9月13日南京に赴いて主席代理陳公博（汪主席は44年3月以来、名古屋帝大病院で療養中）、周仏海等国民政府首脳にこの企図を伝達したが、和平工作は遅々として進まなかった。というのも重慶政権の対日妥協の可能性について、南京側はあり得ないと思っていて、対日妥協もありうるとする日本側の見解とは異なっていたからである。事実、陳公博は「日本政府の御意図の如く国民政府の自発的意志として十分努力して見るべし⁵⁶」と応じてはいたが、重慶との和平を真剣に考慮する意思はなかった⁵⁷。周仏海も、後日、谷正之駐支大使に話しているように、和平工作は「満州を返還しなければ、恐らく和平を語ることはできない⁵⁸」と考えていたのである。

1944年11月10日、名古屋帝大病院で病氣療養中の汪主席が逝去した。主席の逝去は、日本側の和平工作の進展に致命的打撃を与えることになった。もともと本工作の真意を理解し、重慶との全面和平のみが中国を救う唯一の道であるとの信念に徹していた人は、主席以外には求めることができなかった。またこのような重要な問題について、重慶側と対等の立場において話を進めることができる識見と信望のある人物も主席ただ一人であった⁵⁹。

南京政府を通じての対重慶工作が暗礁に乗り上げるなか、蒋介石と直接の繋がりがあると目された国民政府考試院副院長 繆斌を通じての和平工作が、緒方竹虎國務大臣を通じ小磯へ持ちかけられた。これが繆斌工作と言われるもので、対重慶工作を模索していた小磯の強い意向により進められることになった。

この繆斌という人物は、黄埔軍官学校教官、国民党中央執行委員を経て1927年江蘇省民政庁長に任じたが、汚職行為により失脚。その後、1938年華北臨時政府のもとで、国民党反対を綱領とする新民会の指導部長、同副会長となったが、汪兆銘新政権樹立の際、日本軍の推薦によって国民政府委員となり、次いで立法院副院長となった。その後、重慶政府との連絡を行っていたことが判明し、考試院副院長に左遷された経歴を有していた⁶⁰。この経歴からも分かる通り、繆斌と蒋介石及び汪

⁵⁴ 服部卓四郎『大東亜戦争全史』（原書房、1965年）663頁。

⁵⁵ 波多野『太平洋戦争とアジア外交』265頁。

⁵⁶ 「対重慶政治工作実施ニ関シ国民政府ニ対スル伝達経過ノ要旨」『敗戦の記録』179頁。

⁵⁷ 波多野『太平洋戦争とアジア外交』265頁。

⁵⁸ 蔡徳金編（村田忠禧ほか訳）『周仏海日記』（みすず書房、1992年）（1944年10月17日の項）715頁。

⁵⁹ 鹿島平和研究所編『日本外交史 24：大東亜戦争・戦時外交』（鹿島研究所出版会、1971年）351頁。服部『大東亜戦争全史』664頁。

⁶⁰ 鹿島平和研究所編『日本外交史 24：大東亜戦争・戦時外交』356頁。

兆銘との関係について疑問視する声が多い一方で、繆斌は新民会⁶¹や東亜連盟中国総会⁶²での活動等を通じて小磯（当時、拓務大臣）等の軍人等とも面識・交流があった⁶³。こうした事情から、繆斌を和平工作の交渉対象者とするものの是非について意見が大きく分かれていた。

繆斌が小磯の要請により来日したのは 1945 年 3 月 16 日であった。来日後直ちに緒方と面会し自らの和平案を提示するとともに今後の対応策について討議した。翌 17 日には東久邇宮稔彦王陸軍大将（当時、防衛総司令官）と面会し、和平案について述べるとともに、直接天皇に対し和平案を上奏できるよう取り次ぎを依頼した。天皇への取り次ぎ依頼は認められなかったが、東久邇宮は、緒方を通じ小磯に「繆斌工作に全幅の努力を傾けるよう忠告⁶⁴」を行うなど、繆斌の活動は要人等に少なからず影響を与えていた。

こうした中、1945 年 3 月 21 日の最高戦争指導会議において、小磯は繆斌の和平案を基に交渉を始めることなどを正式に提議したが、結論を得ることはできなかった⁶⁵。その理由は、繆斌を正規な交渉相手とすべきか否かという議論に加え、対支政策を巡る政府内の考え方の違いがあったからである。

最高戦争指導会議に小磯が提出した「中日全面和平実行案」は、重慶政府との直接交渉を前提として、（１）南京政府を即時解消すること、（２）南京政府解消と同時に南京留守府を組織し、（３）これを通じ日本政府及び重慶政府は停戦撤兵交渉を始めること、が骨子とされていた⁶⁶。

このうち、特に（１）の南京政府の即時解消について、重光外相は強く反対し、「かかる計画は、従来の決定に違反するものであるのみならず、南京政府を無視するこの種の謀略的計画は、大義名分に反するものであって、且つ到底成功の見込みなきものである⁶⁷」と非難した。日本が正式承認した南京政府をないがしろにして、日本の都合だけでその解消を進めるのは国際信義に反するとみなしたのである。これに対して、小磯や緒方にとっては和平達成が最優先課題であって、それに比べれば南京政府や汪兆銘に対する信義も大義名分もあくまで二義的でしかなかった⁶⁸。むしろ、汪兆銘なき後の南京政府を解消して、対中国との関係を一新しようと考え

⁶¹ 1937 年 12 月、中華民国臨時政府設立時、政府を支援するために作られた民間組織。

⁶² 石原莞爾予備役中将の提唱した東亜連盟論に共鳴して設立された組織。

⁶³ 小磯は 1939 年に東京で、緒方は 1943 年に上海で繆斌と懇談している。この時、小磯は「期せずして相互が日支親善提携を必要とする思想の持主である事を知り懇談した」と述べている（横山隼三『「繆斌工作」成ラズ』展転社、1992 年、50 頁）。

⁶⁴ 東久邇宮稔彦『私の記録』（東方書房、1947 年）80 頁。

⁶⁵ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和 20 年 3 月 21 日の項）690 頁。

⁶⁶ 栗原・波多野編『終戦工作の記録（上）』411 - 412 頁。

⁶⁷ 重光『昭和の動乱（下巻）』252 頁。

⁶⁸ 戸部良一「対中和平工作 一九四二―四五」（『国際政治』109 号、1995 年）13-14 頁。

ていたのである⁶⁹。結局、最高戦争指導会議は、小磯が提案した「日中全面和平実行案」の検討に入ることなく、僅か 40 分ほどで散会した⁷⁰。

なおも諦めきれなかった小磯や緒方らは、最高戦争指導会議後も繆斌を引き止めて滞京させ、緒方の斡旋で東久邇宮にも拝謁、同宮も繆斌につき杉山や梅津を個々に招き熱心に事態の収拾を説かれたが効果はなかった。

ここに至って小磯は、4 月 2 日に聖断を仰ぐべく参内したが、天皇は「繆斌工作に深入りをしないよう⁷¹」にと小磯に伝えた。3 日には、天皇より陸海軍大臣及び外務大臣に対して繆斌工作について御下問があったが、三者ともに反対意見を奉答した。これら三者の意見を聴取された天皇は、翌 4 日、小磯に対して「速やかに繆斌を本国に帰国せしめるよう⁷²」言明し、ここに繆斌工作は終了した。

結局、繆斌工作は日本の指導部内に深い亀裂を生じさせたばかりか、小磯内閣が退陣する一因ともなった。

4. レイテ決戦の敗北と幻の戦争指導大綱

1944 年 9 月 25 日、第 3 回戦争指導大綱が決定（1944 年 8 月 19 日）してからわずか 1 か月後のこの時期に、陸軍省軍事課は「最悪事態ニ処スル国防一般ノ研究」というタイトルの文書を作成している。これは「最悪事態」、すなわち捷一号作戦（比島決戦）が失敗した場合、「之か対策は寔に深刻にして極めて複雑困難なる諸因子を包蔵」することから、あらかじめ非常の場合の対策を、陸軍省の一部人員（軍事、軍務、防衛、戦備、主計、監査、交通各課）をもって先行的に研究したものである。これによると、比島決戦に敗北して日本が和平屈服した場合、次のような結果が到来すると考えた。

- 一、米兵の日本本土進駐
 - 二、陸海軍の武装解除、兵器製造の中止
 - 三、天皇制廃止、民主政体の施行
 - 四、大和民族の滅亡を図る　之か為大和民族男子の支那、アフリカ、印度、ニューギニア、豪州等への奴隸的移駐
- 反面朝鮮、支那民族の日本大量移駐⁷³

⁶⁹ 田村眞作『繆斌工作』（三栄出版社、1953 年）159 頁。緒方竹虎伝記刊行会編『緒方竹虎』130 頁。

⁷⁰ 中村『永田町一番地』184 - 185 頁。

⁷¹ 宮内庁『昭和天皇実録 第九』（昭和 20 年 4 月 2 日の項）630 頁。

⁷² 同上、631 - 632 頁。

⁷³ 「最悪事態ニ処スル国防一般ノ研究」（昭和 19 年 9 月 25 日、軍事課）「国防大綱関係重要書類綴（昭和 19 年 9 月 8 日～同年 12 月 24 日）」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

これに対し、日本が和平屈服することなく、日本本土において軍民を問わず正規戦、遊撃戦を併せ行い徹底抗戦をして時間をかせぐことができたならば、この間に米、英、ソをめぐる世界情勢が変化し、米国の日本支配を許さない方向に進展するかもしれないし、あるいは米国の継戦意志を喪失させ、日本本土からの撤兵をみることも可能であろうと考えた。

したがって、無為に和平屈服して日本民族の滅亡を招くよりは、「前途に希望為しとせざる徹底抗戦に邁進する」ことは自明の理であるとするのである。いずれにしても、「最悪事態」を招くことなく「比島作戦に徹底的大捷を博し」、「最後の勝利を獲得」することが喫緊の課題であるとして、比島決戦に大きな期待を抱いていたのである。

ところが 1944 年 12 月 27 日、大本営がレイテ決戦を断念し⁷⁴、捷一号作戦の破綻が明らかになると、陸軍省軍事課の意見にもあるように、今や「南方物資依存の対米決戦態勢」より「日満支を基盤とする長期戦態勢」への転換を余儀なくされ、「戦争指導上の重大転機に逢着しあり」といった認識が生まれるに至った⁷⁵。

加えて、1944 年 12 月 5 日に戦争指導班が作成した「帝国ノ採ルヘキ戦争指導ニ関スル観察」において、『レイテ』決戦所期の目的を達成し得る場合」の国内情勢を分析した結果はさらに深刻で、次のような事態が予測された。

一、軍に及ぼす影響

統帥部自体従来戦略思想を大転換せざるを得ざるへきは必至なり 就中対米陸海軍戦力の実質的低下の現実に直面し前途深憂に堪へざるものあるへく茲に眞に陸海渾然一体の作戦必勝方策を確立するにあらされは合理的敗戦論は先づ軍内に抬頭することなしとせざるへし

二、政府及国内上層部に及ぼす影響

政府首脳、国内上層部及国民智識階級に於ては武力戦の前途に対する疑義を逐次表面化し物的国力の前途に対する絶望感と相俟ち反戦、厭戦思想に迄発展し遂には妥協平和の機を渴望するの眞大なり

三、国民に及ぼす影響

国民大衆は「レイテ」決戦の大々的宣伝指導に依る興奮状態より一躍悲境に転落して放心状態を呈し時日の経過と共に統帥批判、政府非難となること恰

⁷⁴ 1944 年 12 月 27 日、陸海軍は爾後の作戦指導について上奏し、レイテ決戦から比島全面決戦へと作戦方針を変更している。これより先、第 14 方面軍は 12 月 25 日、第 35 軍に対し持久態勢に転移させる命令を出している（『戦史叢書 大本営陸軍部<9>』504・508 頁）。

⁷⁵ 「国力、戦力ノ部面ヨリ見タル今後ノ全般作戦指導ニ関スル意見」（昭和 19 年 12 月 26 日、軍事課）「国防大綱関係重要書類綴（昭和 19 年 9 月 8 日～12 月 24 日）」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

も「サイパン」失陥以降の国内情勢を倍加するに至るべく遂には日常生活に対する不満と相俟ち諸政策の欠点を誇大視し其の輿論は混沌として收拾不能の状態となるへし⁷⁶

以上の諸情勢から「国内に於ては陸海軍の離間中傷、倒閣運動の勃発は必然的にして戦争指導上最も危険状態を露呈するの虞極めて大なり⁷⁷」と分析するなど、極めて深刻な状況が危惧されたのである。

こうして、レイテ決戦失敗後の事態の推移が、その後の戦争指導に及ぼす影響として、(1) 敵の攻撃によって南方各地域及び太平洋上の諸拠点は全く孤立し、日本が近代戦を遂行し得る期間は、あらゆる努力を傾注しても概ね 1945 年中期が限度であり、以後は「ゲリラ」戦的作戦及び戦争指導に移行せざるを得ない。(2) 対内的には、現状の国内情勢をもって推移すれば逐次戦争指導上各種の障害を露呈することになる。(3) 対外的には、ドイツの健在は、最も有利な状況に於いても概ね 1945 年中期を限度とし、ソ連の対日参戦、若しくは対米基地供与は、1945 年中期以前にはあり得ない。また、米、英、ソ、重慶間の協力の現状に破綻を期待するのは当分不可能である、とした。そして、これら戦争指導上の「諸因子」を総合した結果、日本としては最早外交的手段によって世界情勢の転向を企図することは殆ど不可能に近いと結論付けたのである⁷⁸。

絶望的ともいえる状況において、大本営陸海軍部が検討した新事態に対処する戦争指導の根本方針は、次の二案を軸として検討された。

第一案：依然決戦的努力を続行して来攻敵戦力の撃滅に努めつつ 日、満、支の要域を要塞化して戦争を長期化せしめ、以て敵の戦意放棄を俟たんとする案

第二案：現下に於ける決戦的努力を放棄して直ちに日、満、支の要域に籠城し、以て一意戦争の長期持久を企図する案⁷⁹

第一案は、第 3 回戦争指導大綱（1944 年 8 月 19 日御前会議決定）にある既定方針（決戦に国力の 7 割から 8 割を指向し、長期戦的努力に国力の 2 割から 3 割を指向）の完遂であり、第二案は既定方針の変更（決戦の放棄）であった。いずれの案

⁷⁶ 「帝国ノ採ルヘキ戦争指導ニ関スル觀察」（昭和 19 年 12 月 5 日、第 20 班）「昭和十九年 大東亜戦争戦争指導関係綴」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

⁷⁷ 同上。

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 同上。

も、日、満、支の要域において長期持久態勢を確立するという点においては一致していたが、そこに至るプロセスが異なっていた。すなわち第二案は、日、満、支からなる核心圏の前方要域に対しては既往の作戦準備程度に留めようとするもので、その狙いとするところは、国力の現状より前方要域での決戦を放棄して、日、満、支を核心とする要域において長期持久戦即応態勢を速やかに確立すべきとするものであった。これに対し第一案は、レイテ決戦以後、日本本土の前方要域に予期される敵の攻撃に対して決戦的努力を継続しなければ持久目的を達成することはできない。仮に国力を温存して日、満、支の核心圏に戦力を投入しようとしても、その実施に先立って敵の脅威を受けることになるし、また統帥の連続性から考えても実現不可能であるとした。

以上の議論を経て、結局第一案、すなわち 1945 年中期までは国力戦力を結集して決戦的努力を続行して戦局破綻を最小限に喰い止めると同時に、45 年中期以降の「最悪事態」への対処態勢を可能の範囲に於いて確立するという、第 3 回戦争指導大綱の既定方針で進むことになった。ただし、「明年（1945 年）中期以降に予期せらるる最悪事態を先見洞察し之か対処方策を速かに決定発足せしめ置くこと刻下の急務⁸⁰」であるとした。ここでいう「最悪事態」とは、連合国軍の日本本土進攻であった。

こうして、第 3 回戦争指導大綱（1944 年 8 月 19 日）の決定からわずか 4 か月にして、新たな戦争指導計画の策定が始まるのであるが、その基礎となったのは、「最悪事態」に対処するための計画、すなわち日本本土防衛のための作戦計画であった。事実、大本営は、捷一号作戦（比島決戦）の次に来るのは、日本本土における「最終最大の戦争決戦」であると認識して、1944 年 11 月頃から、大本営陸軍部作戦課において「本土決戦研究要目」に基づき研究を開始していたのである。

その後大本営陸軍部は海軍部との調整を重ね、1945 年 1 月 20 日、「帝国陸海軍作戦計画大綱」を決定した。これは、本土とその周辺諸島、満州、支那を戦略要域として確保し、第 1 段階は、本土決戦準備のための時間の余裕の獲得という観点から、小笠原・沖縄・台湾等の本土外郭要域で持久作戦を展開するというもので、第 2 段階は、本土に上陸した連合国軍を破砕するための本土決戦であった⁸¹。なお本土決戦と本土外郭要域での持久作戦とは五分五分の比重で計画されていたが、戦況の推移や作戦準備等により四分六になることもあり「極めて機略に富む弾力性ある計画」とされた⁸²。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ 「大海令第三七號別冊 聯合艦隊司令長官ノ準拠スベキ作戦指導大綱」（昭和二十年一月二十日）末國・秦監修『大海令・大海指（聯合艦隊海空戦戦闘詳報；1）』

⁸² 「一九四五年一月二十日策定『帝国陸海軍作戦計画大綱』の立案並海軍側との折衝に当りたる細田熙氏の陳述」佐藤元英・黒沢文貴編『GHQ 歴史課陳述録：終戦史資料（下）』（原書房、

いずれにしても本土決戦については、すでに捷三号作戦として前年に計画されていたが、「余りにも漠として作戦の準備とするに足らざるを以て之を破棄」し、「開戦以来始めて陸海軍を通ずる一本の作戦計画」として「帝国陸海軍作戦計画大綱」が策定されたという経緯があった⁸³。

次いで 1945 年 2 月 22 日、「帝国陸海軍作戦計画大綱」を骨子として、戦争指導班を中心に陸海軍主務者案として「今後採ルヘキ戦争指導大綱」がまとめられた。その方針は次のようなものであり、「本土決戦」と「対『ソ』静謐の保持」が併記されていた。

- 一、 帝国は速かに日、満、支の総力を徹底的に結集戦力化し特に本土決戦即応態勢を確立し一億必勝の確信の下主敵米の侵寇を破摧し飽く迄戦争を完遂す
- 二、 此の間活発なる施策により対「ソ」静謐の保持に努む⁸⁴

しかし、本土のみに決戦即応態勢を確立しようとするこの案に、海軍省が「本土並之を根基とする決戦即応態勢を確立⁸⁵」するという修正意見を挟むなど、陸海軍間の意見の集約はできなかった。結局、1945 年中期において決戦即応態勢を確立するという方針を概定するものの、決定は次の内閣に持ち越された（1945 年 6 月 8 日決定）。ただその基礎資料として研究された世界情勢判断は一応の成案を得、2 月 25 日の最高戦争指導会議で報告された。その結論は、いまや戦局は彼我の根競べの段階に到達していることから、「毅然として必勝の闘魂を堅持し、飽く迄戦い抜く者に最後の勝利か帰する⁸⁶」としていたが、勝利への道筋はほとんど見いだせなかったのである。

新たな戦争指導大綱も決定し得ないまま、1945 年 1 月 12 日には「緊急施策措置要綱」が、1 月 25 日には「決勝非常措置要綱」等がそれぞれ決定され、次期作戦に応ずる応急的国内施策が次々と進められていった。また 2 月上旬には離島・沿岸要地の防備強化に着手するとともに、本土兵備方針の検討・本土決戦の研究演習等を実施して、3 月 20 日には「決号作戦準備要綱」を示達した。4 月 15 日には、陸軍は東日本に第 1 総軍、西日本に第 2 総軍、本土方面全航空を航空総軍に統一指揮さ

2002 年）845-851 頁。

⁸³ 同上。

⁸⁴ 「今後採ルヘキ戦争指導大綱」（昭和二十年二月二二日、陸海軍主務者案）参謀本部第二十班（第十五課）「昭和二十年 大東亜戦争戦争指導関係綴（一般之部）」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

⁸⁵ 同上。

⁸⁶ 「世界情勢判断」（最高戦争指導会議報告第十号 昭和二十年二月十五日）『敗戦の記録』232 頁。

せる態勢を発足させた。そして、根こそぎ動員によって多数の師団を編成し、およそ 240 万にも及ぶ兵力を要地に配置するとともに、6 月には「義勇兵役法」を制定して、老若男女をこれに協力させる態勢を整えた。

この間、敵の本土上陸に備え台湾、沖縄、硫黄島、小笠原諸島等最後の防衛線強化のため、1944 年 12 月には 15 万トンの第 7 次船舶徴傭が決定され、さらに翌 45 年 3 月には、最後の徴傭となる第 8 次船舶徴傭 8 万トンが決定された⁸⁷。

1945 年 1 月 9 日、本土決戦準備が緒につき始めたこの時に、比島方面では米軍がルソン島に上陸して新たな戦線が構築され、日米の死闘が展開された。そして本土前縁の硫黄島には、早くも 2 月 19 日に米軍の上陸を迎え、沖縄の作戦準備も急がれた。

5. 戦争指導機構の強化問題と小磯内閣の総辞職

戦局が決定的段階に達しつつあるなか、中央では戦争指導機構の強化問題が再び浮上していた。というのも、組閣当初に最高戦争指導会議が設置されていたが、従来の国務と統帥の分立を根本的には解消できていなかったからである。小磯によれば、最高戦争指導会議において「縷々作戦用兵事項に就いての意見をも併せ陳述した」が、統帥部は極力これを忌避し、ついには秦参謀次長が、「近代的作戦用兵を知らぬ首相が、作戦用兵に関し容喙するのは遠慮して頂きたい」と放言する場面もあった⁸⁸。また小磯は、「勝った時機に休戦和平に這入りたい⁸⁹」という考えのもとに、全国放送で「レイテ戦は方に天王山であり、天下分け目の決戦である⁹⁰」と国民に号令をかけた。しかし、レイテ沖海戦で連合艦隊がほとんど全滅し、敗色が濃厚になると、統帥部はルソン決戦に方針を転換したが、このことを小磯は知らされていなかったのである⁹¹。

1945 年 2 月 22 日、参謀本部と陸軍省の間で合同研究が開始され、最終日の 26 日に「本土決戦完遂基本要綱」が決定された。この研究は、「本土決戦の為の戦政略の必勝方途を研究し 真に省部一体となり 一途の方針の下 準備の完整を図る⁹²」ことを目的としたものであり、「基本要綱」では、概ね 3 月末を目途とし、「新なる性格の大本営を設置し 且内閣官制を改正すると共に 特に陸海軍の統合を急速に断行

⁸⁷ 元陸軍中将田尻昌次「船舶に関する重大事項の回想乃至観察」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

⁸⁸ 小磯『葛山鴻爪』796。

⁸⁹ 同上、797 頁。

⁹⁰ 同上、806 頁。

⁹¹ 小磯国昭陳述録「小磯内閣と政治情勢」（1949 年 12 月 16 日）佐藤・黒沢編『GHQ 歴史課陳述録：終戦史資料（上）』123-124 頁。

⁹² 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和 20 年 2 月 22 日～26 日の項）671-679 頁。

し 強力敏速なる作戦及戦争指導の実行を期す⁹³」と謳っていた。

1945年3月9日、「新なる性格の大本営」について、小磯は梅津参謀総長を訪問して、(1) 総理を大本営の議に列せしむること、(2) 戦争指導は大本営にて実施すること、について要望した。これに対し、梅津参謀総長は、趣旨としては異存がなかったので、これが実現を期するため、陸軍省と参謀本部の主任者間で具体案の研究を命じた⁹⁴。そして3月11日、内閣総理大臣は「爾今大本営に在りて作戦の状況を審にし 且大本営陸海軍幕僚長及陸海軍大臣と共に戦争指導の大綱策定の議に列す⁹⁵」という主任者案をまとめた。本案は、戦争指導を大本営に於いて実施するという、いわゆる「大本営内閣」案であった⁹⁶。

しかしこの案は、大本営陸海軍部の一元化、陸海軍省の統合問題との関連で議論されており、前記の主任者案も、「大本営陸海(軍)部合一の議決定せは速かに大本営令及内閣官制を改正し同時に最高戦争指導会議之を廃止す⁹⁷」と述べていたが、陸海軍の統合は、「政治的には若干の効果あるべきも、軍事上は従来 of 儘にて差支えなし⁹⁸」とする海軍側の主張により実現は困難な状況にあった。また、「大本営内閣」案に対しては、陸軍部内にも「大本営は統帥府なりとの大本営令に違反し他面統帥、国務は併立すへしとの憲法の趣旨に違反する⁹⁹」といった観点からの批判が根強く、結局、太平洋戦争間特別の臨時措置として大本営令を改正することなく「御思召」により、「内閣総理大臣は爾今大本営に在りて作戦の状況を審にし 且大本営陸海軍部幕僚長及陸海軍大臣と共に戦争指導の議に列する¹⁰⁰」という、いわゆる「大本営列議」が実現するにとどまった。

かくして、小磯の提案は一応実現したかに見えたが、実際問題としては内閣総理大臣が大本営において作戦の実情をある程度触れることができるというものであって、戦争指導を大本営でやるという、いわゆる「大本営内閣」の実現は達成されなかったのである¹⁰¹。

戦争指導班はその業務日誌に、内閣総理大臣の「大本営列議」の実現によって、「帝国の戦争指導に一転機を画することとなれり、今後総理の閣内に於ける権限を

⁹³ 参謀総長秘書官井上忠男中佐「備忘録」(昭和20年2月20日～20年7月)防衛研究所戦史研究センター所蔵。

⁹⁴ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌(下)』(昭和20年3月9日の項)684頁。

⁹⁵ 「戦争指導ノ強化ニ関スル措置(案)」(昭和20年3月11日、省部主任者案)参謀本部第二十班(第十五課)「大東亜戦争末期ニ於ケル戦争指導機構強化問題ニ関スル綴」防衛研究所戦史研究センター所蔵。

⁹⁶ 同上。小磯『葛山鴻爪』826頁、服部『大東亜戦争全史』795頁。

⁹⁷ 前掲「戦争指導ノ強化ニ関スル措置(案)」(昭和20年3月11日、省部主任者案)。原文では「大本営陸海部合一」となっているところ、本文では「大本営陸海(軍)部合一」と表記した。

⁹⁸ 『木戸幸一日記 下巻』(昭和20年3月28日の項)1183頁。

⁹⁹ 前掲「戦争指導ノ強化ニ関スル措置(案)」(昭和20年3月11日、省部主任者案)。

¹⁰⁰ 「上奏」(昭和二十年三月十七日)『敗戦の記録』238頁。

¹⁰¹ 服部『大東亜戦争全史』795頁。

強化せは茲に理想的戦争指導を行ひ得ることとなるへし¹⁰²」と記したが、大本営令も内閣官制も改正されず、戦争指導は依然として最高戦争指導会議における大本営と政府の協議によって議決されるなど、小磯が構想した「大本営内閣」には程遠かった¹⁰³。

1945年4月3日、杉山陸軍大臣が本土防衛の第1総軍司令官に転出することになると、小磯はこの機会に現役に復帰して陸相を兼任することを陸軍に申し入れた。小磯によれば、「陸軍大臣を兼摂することによって、生産を増強する反面、統帥から見た国力、戦力の実態を握りまして、そうしてただちに終戦和平につくのがいいのか、あるいは軍の主張するような、本土決戦をやってから、終戦和平につくのがいいかは、これによって決定しようと考えた¹⁰⁴」からであるという。しかし、陸軍は、中堅層がかねてから熱望するところの阿南惟幾陸軍大将を後任の陸軍大臣に決めていたため、小磯の要望を拒絶した。

重慶工作にも戦争指導機構の強化にも失敗した小磯は、この陸軍大臣兼摂問題で行き詰まり、米軍が沖縄本島に上陸した4日後の4月5日、内閣の総辞職を行った。同日、ソ連のヴァチスラフ・モロトフ外相は、佐藤尚武駐ソ大使に日ソ中立条約の不延長を通告し、日ソ関係は急展開を告げることになる。

¹⁰² 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌（下）』（昭和20年3月16日の項）687頁。

¹⁰³ 『戦史叢書 大本営陸軍部＜10＞』（朝雲新聞社、1975年）78 - 79頁、栗原・波多野編『終戦工作の記録（上）』453頁。服部『大東亜戦争全史』795頁。

¹⁰⁴ 「極東国際軍事裁判速記録第三百六号」極東国際軍事裁判所編『極東国際軍事裁判速記録第7巻』（雄松堂書店、1968年）364頁。